

第16回亘理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和4年4月26日(火) 午後1時30分から午後3時10分

2. 会議の場所 亘理町役場2階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員(14名)

1番	加藤正純	2番	鈴木周吾	3番	遠藤圭一
4番	渡邊喜徳	5番	日下昭一	6番	佐藤利洋
7番	安住政男	8番	齋藤桂子	9番	丸子清
10番	菊池淑郎	12番	齋精一	13番	浅川文義
14番	片平洋之	15番	伊藤富敏		

(2) 農地利用最適化推進委員(12名)

16番	古山真	17番	菊地英一	18番	太田匡美
19番	齋藤幸一	20番	大槻久美子	21番	長田邦雄
22番	新田育男	23番	結城美智子	24番	棟形和徳
27番	小野忠良	29番	末木清一	30番	千葉義昭

4. 欠席者

(1) 農業委員(1名)

11番 安住郁子

(2) 農地利用最適化推進委員(3名)

25番 南條栄一 26番 東條茂 28番 鈴木茂利

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第4 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第5 第4号議案 非農地証明願いについて

日程第6 第5号議案 令和4年度第1号亘理町農用地利用集積計画(案)
について

6. 事務局

事務局長 菊地邦博、班長 浅井由紀枝、主事 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第16回亘理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 (経過報告書朗読により説明)

議長 次回の総会までの日程については、5月20日に亘理と逢隈で地区委員会、5月23日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しております。総会は5月26日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、11番、安住郁子委員、25番、南條栄一推進委員、26番、東條 茂推進委員、28番、鈴木茂利推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、審議に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亘理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、7番、安住政男委員、8番、齋藤桂子委員を指名いたします。

日程第2。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりました。第1号議案についての質問、ご意見はございませんか。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いします。

(発言なし)

議長 なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可することに決定します。以上で第1号議案の審議を終了します。
- 日程第3、第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、採決することといたします。それでは逢隈地区委員会より説明をお願いします。
- 10番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)
- 議 長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。
- 14番 昭和62年の30年前に転用許可をとっているにもかかわらず、地目変更しなくて大丈夫か。
- 高橋主事 (以前)に駐車場として貸すために、転用許可を得た土地になります。本来であれば、事業完了とともに、地目変更登記をすべき所ではありますが、地目変更しないまま、使用しておりました。不動産登記上、地目変更の期限は定められていますが、それについての、罰則の適用はしておりません。今回、申請地に住宅を建設するという事で、転用申請は履行されると思われまますので、今回の申請については問題ないと思います。
- 議 長 よろしいですか。
- 14番 解りました。
- 議 長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。
- (発言なし)
- 議 長 なければ第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議について、採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。
- 日程第4、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決することといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。
- 10番 (順位1番から順位5番について議案書朗読及び補足説明)
- 議 長 ありがとうございます。第3号議案の説明が終わりましたが、ご質問

問、ご意見はございませんか。

30 番 順位1番、何頭飼育するのか。周辺に住宅があるのか。将来、住宅が建つ見込みがあるのか。

高橋主事 20頭です。東西南北数件あります。場所的には、住宅を建てられない場所ではないので、建つ可能性はあります。

5 番 近隣住民からの苦情を心配する。

高橋主事 (譲渡人)の説明では、100mあればさほど気にならないと言っています。また、200㎡未満は、転用許可を取らずに建てられる事もできますし、転用許可の条件に、悪臭がするから何百メートル離さなくては、いけないという条件はありませんので、譲受人に対応をお願いするほかありません。

5 番 ルールが決まっていない、判断つかない場合どうすべきか。

高橋主事 まず、事務局に相談して下さい。農林水産課と何か対策はできないか協議させていただきます。なお、(譲渡人)は、近隣住民に説明し、理解を得るとの事です。

議 長 よろしいですか。

5 番 解りました。

議 長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位2番の採決を行います。順位2番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位2番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位3番の採決を行います。順位3番について許可相当する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 3 番については、許可相当とすることに決定します。
次に、順位 4 番の採決を行います。順位 4 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 4 番については、許可相当とすることに決定します。
次に、順位 5 番の採決を行います。順位 5 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 5 番については、許可相当とすることに決定します。
以上で第 3 号議案の審議を終了いたします。
日程第 5、第 4 号議案、非農地証明願いについてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明をいただき、採決することといたします。それでは、最初に、亘理地区委員会より説明をお願いします。

2 番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10 番 (順位 2 番から順位 3 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第 4 号議案について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ第 4 号議案、非農地証明願いについて、採決いたします。まず、順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 4 号議案の順位 1 番については、承認することに決定します。
次に、順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について承認する事にご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第4号議案の順位2番については、承認することに決定します。
次に、順位3番の採決を行います。順位3番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第4号議案の順位3番については、承認することに決定します。以上で第4号議案の審議を終了いたします。
日程第6、第5号議案、令和4年度第1号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。
なお、第5号議案については、委員本人及び委員の同居家族に関する案件がありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、関係委員は議事参与が制限されます。よって採決の時には関係委員に一時退席を指示いたしますので、ご了承願います。
それでは、事務局より説明願います。

浅井班長 (議案書朗読及び補足説明)

議長 第5号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決に移ります。
ここで、(関係委員)の退席を、お願いします。
第5号議案、令和4年度第1号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第5号議案、令和4年度第1号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認する事に決定いたします。
(関係委員)の席へのお戻りをお願いします。
以上で議案審議は終了いたします。
その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

(発言なし)

議長 なければ、事務局よりお願いします。
事務局から報告事項1件、事務連絡が2件ございます。

以下、事務局より農業委員会むつみ会会計決算について報告後、令和4年度研修会等行事予定及び令和4年度農業委員会活動記録簿の記入方法並びに活動内容について事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後3時10分